

平成 27 年度 岐阜大学 教育推進・学生支援機構 主催 FD・SD

障害者差別解消法と大学における障害学生支援

～ 合理的配慮にもとづく支援を考える ～



平成 28 年 4 月～ 障害のある学生への合理的配慮の提供が
国立大学において義務化されます。

全教員・職員が障害のある学生への支援に取り組む必要があります！

【テーマとねらい】

障害者差別解消法施行により、
国立大学における障害学生支援はどのように変わるのか？
合理的配慮にもとづく支援やその課題とは？

大学・大学院での教育・研究に関わる一人ひとりが、
障害のある学生を支援する当事者として、知り、考え、新たな取り組みを始める契機にします。

この機会にぜひ、共に学び、共に考えませんか？

講師：竹田一則 先生

筑波大学 人間系教授 DAC センター アクセシビリティ部門長
文部科学省 障がいのある学生の修学支援に関する検討会 座長（平成 24 年度）

平成 27 年 12 月 2 日（水）

13:00～14:30（開場 12:30）

岐阜大学全学共通教育講義棟 多目的ホール

対象：教職員、学生、支援者、その他

【お問い合わせ先・学外参加者申込先】

岐阜大学 教育推進・学生支援機構 障害学生支援室
(TEL) 058-293-3363 (e-mail) shien@gifu-u.ac.jp

※学外からご参加の際は事前にお申し込みください。

※PC 要約筆記のサービスを実施します。その他ご参加に
際し、何らかの支援が必要な方はご連絡ください。

※このお知らせには視認性の高い UD(ユニバーサルデザイン) フォントを使用しています。

